



様式第3号 (表面)

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

① 2021 年 10 月 1 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かずしきがいしゃ ろういんず

株式会社ロウインズ

だいひょうとりしまりやく たかはしとおる

②届出者 氏 名 代表取締役 高橋 徹

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	11-コ-301008
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ ろういんず 株式会社ロウインズ
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒334-0057 電話 048 (296) 3672
	さいたまけんかわぐちしあんぎょうはら 埼玉県川口市安行原2105番地
	大字
⑥適用開始・変更予定日	4 年 1 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	担当：職業紹介責任者 川合 奈央 電話：(048) 296 - 3672 株式会社 ロウインズに適用可

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

11-コ-301008

事業所の名称及び所在地

株式会社 ロウインズ

埼玉県川口市安行原2105

番地

入庫